

## 蘭越町定住支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、蘭越町（以下「町」という。）の人口減少を抑制し、地域の活性化を図りつつ、末永く町に住んでもらうための定住支援に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 長期にわたる居住を前提として、町の住民基本台帳に登録（以下「住民登録」という。）され、かつ、生活の本拠があることをいう。
- (2) Iターン者 町外出身者が、定住を目的として、町に住民登録を行ってから1年以内のものをいう。ただし、転入形態が事業所等の人事異動とみなされるもの、又は研修により異動するものを除く（次号においても同様とする。）。
- (3) Uターン者 町民であった者が、町外に転出後5年を経過した後に、定住を目的として再び町に住民登録を行ってから1年以内のものをいう。
- (4) 空き家 自ら使用のため所有する建物（賃貸、分譲等を目的とする建物を除く）で、6カ月以上使用されていないものをいう。

### (重点事業)

第3条 町は、次の掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 新築住宅奨励事業
- (2) 空き家改修利活用事業
- (3) 空き家撤去費用補助事業
- (4) 移住・定住サポート事業

2 町は、前項の施策を推進するにあたっては、必要な予算措置その他定住に関する重点的な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (事業実施の体制)

第4条 前条第1項各号に係る施策は、総務課企画防災対策室がこれを担う。

2 町長は、定住促進活動を行う町内団体に補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付の対象となる経費は、前条第1項各号に掲げる事業の実施に要する経費の額とする。

### (定住支援員)

第5条 前条に掲げる人材の配置として、定住支援員を置く。

2 定住支援員は、次の各号に掲げる条件を満たす者のうちから町長が任命す

る。

- (1) 定住促進の業務に関して意欲を熱意を有する者
- (2) 定住促進に向けての相談及び助言を適切に行える能力を有する者

3 定住支援員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(定住希望者、Iターン者及びUターン者への支援)

第6条 町は、定住希望者、Iターン者及びUターン者への支援の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 定住促進施策の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 定住促進に係る情報の受発信に関すること。
- (3) 定住に係る相談に関すること。
- (4) Iターン者及びUターン者の相談等に関すること。
- (5) その他定住の促進に必要な事項に関すること。

(住宅確保の支援)

第7条 町長は、住宅確保の支援として、支援の要件を満たす者が行う新築住宅及び空き家改修等に対し、次の各号に定めるところにより補助金を交付するものとする。ただし、補助金の算定額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 住宅を新築し、自ら居住する者に対し、70万円補助する。
- (2) 町内業者が請負う50万円以上の空き家改修で、自ら居住する者に対し、対象経費の50%で、最大100万円を補助する。ただし、Iターン者、Uターン者以外の者は最大80万円とする。また、空き家改修を行う住居に処分が必要な家財道具がある場合、処分費用の50%、最大5万円を追加で補助する。
- (3) 空き家を撤去する敷地内に新たな住宅を新築する者に対し、空き家撤去費用の50%、最大50万円を補助する。

(補助金交付の要件)

第8条 前条の補助金交付の要件は、次の各号の全てを満たしていなければならない。

- (1) 住民登録されている者。若しくは、転入を誓約している者。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 年度内に工事が完了すること。
- (4) 町内会に加入していること。
- (5) 住宅の延べ床面積が45㎡以上240㎡以下であること。
- (6) 課税総所得金額600万円未満の世帯であること。ただし、空き家改修利活用事業はこの限りではない。

(7) 蘭越町定住促進条例（平成 30 年蘭越町条例第 1 号）による補助金及び蘭越町住宅エコ化支援事業補助金を受けたことがない住宅であること。

(8) 前条の各号の補助金交付の申請回数は 1 度のみとする。

（補助金交付の取消し及び返還）

第 9 条 町長は、支援を受けた者が、不正な手段等により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、既に交付した金額の全部の返還を求めることができる。

（適用除外）

第 10 条 暴力的行為を行う集団の構成員及びこれに類する者は、いかなる場合もこの条例の適用を受けることができない。

（委任）

第 11 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（条例の失効）

2 この条例は、令和 6 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。